

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第11回)

平成18年4月21日

公正取引委員会事務総局

審査・審判期間の平均

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均
審査期間	10か月 (37件)	9か月 (25件)	8か月 (35件)	9か月
審判期間 (本案審決)	16か月 (1件)	41か月 (2件)	15か月 (1件)	24か月
審判期間 (課徴金審決)	15か月 (7件)	10か月 (14件)	18か月 (32件)	14か月

注1 審査期間：当該年度に勧告等の法的措置が採られた事件についての審査期間の平均であり、原則として立入検査から勧告等までの期間を指す。

注2 審判期間：当該年度に本案審決又は課徴金審決が行われた事件についての審判期間の平均であり、審判開始決定から審決までの期間を指す。

注3 本案審決：ここでは違反行為に係る審判についての審判審決をいう。

注4 課徴金審決：課徴金納付命令に係る審判についての審決をいう。

30日を1か月として概算したもの。

事件処理の迅速化について

1 事件処理期間の長期化

過去 3 年間の審査期間の平均は 9 か月，過去 3 年間に本案審決が出された事件の審判期間の平均は 24 か月，課徴金審決が出された事件の審判期間の平均は平均 14 か月であり，事件処理期間は長期間に及んでいる。

2 事件処理期間の長期化の原因

本案手続が行われた後に課徴金手続が行われることとなっていた。

審判件数の急増に対して審判官の数が不足しているところ，審判官一人当たりの処理量には限界がある。

入札談合事件の課徴金算定において，個別物件ごとに競争制限効果が発生しているか否かが争点となる。

3 事件処理の迅速化に関する改正等

勧告手続を廃止し，排除措置命令と課徴金納付命令を同時に命じ得ることとし，事件処理を効率的に行うこととされた。

排除措置命令前に，あらかじめ名あて人に意見を述べ，証拠を提出する機会を付与する事前手続を設けた（法第 49 条第 3 項ないし第 5 項）。

争点を明確化するため，審判請求書において，請求者に，審判請求の趣旨及び理由に係る具体的な記載を求めることとした（法第 52 条第 2 項，審判規則第 9 条）

審判官の数を政令で定めることとし（法第 35 条第 8 項），改正法施行後，審判官の定員を 2 名増員した（定員計 7 名）。

本案審決及び課徴金審決における審決案の取扱い（平成14年度～平成16年度）

	審決案の内容 と同じ審決	審決案の内容 と異なる審決	委員会が自ら 審判を開き審判 手続を再開した 上での審決	審判官に対し 更に審理すべき 点を指示し審判 手続を再開した 上での審決	計
平成14年度	8件	なし	なし	なし	8件
平成15年度	16件 ^(注)	なし	なし	なし	16件
平成16年度	33件	なし	なし	なし	33件
計	57件	なし	なし	なし	57件

(注) 審決の理由において、被審人による異議申立て及び直接陳述に対する委員会の考え方が示されているものが1件ある(株東芝及び日本電気株に対する件)。